

お客様各位

平成28年6月1日

紫陽花が大輪の花を咲かせる頃となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。おかげさまで、この事務所通信も7年目に入ることができ、これからも皆様に有用な情報をお伝えしていきます。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 消費税率引上げ延期について
3. コラム～キャリアアップ助成金の変更について

## 1. 今月の事務

今月は給料関係の年度事務が沢山あります。

### ①新年度個人住民税の特別徴収の開始

6月に支給する給与から、新年度の個人住民税の特別徴収を行いません。各社員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、例年どおり、6月から翌年5月の12か月間で徴収・納付します。納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

ただし、「労働者が常時10名未満の事業所」については、特別徴収住民税、源泉所得税ともに、所轄税務署・市区町村の承認を受けることによって、半年分ずつ、年2回にまとめて納付できる特例があります。このうち、平成27年12月から平成28年5月徴収分は、6月10日が納付期限です。

### ②健保・厚年の被保険者報酬月額変更届の提出要否のチェック

被保険者の報酬が昇給等によって大幅に変動した場合は、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを「随時改定」といいます。4月に定期昇給やベースアップ、または賃下げを行なった会社では、6月の給与支払い後、健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届の提出が必要か否かを確認して下さい。

健康保険の最高等級に達している人や新入社員を除いて、次の3つの要件のすべてに該当する人が提出対象となります。

- i 昇給または降給があり、固定的賃金（基本給・役付手当・技術手当・住宅手当・家族手当・勤務地手当など）に変動があったこと
- ii 固定的賃金の変動した月から3か月間連続して、報酬の支払基礎日数が17日以上あること
- iii 該当する3か月間の報酬の平均月額が、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があること

月額変更届は、7月中に所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出し、8月に支払う給与から改定後の新保険料による徴収を開始します。

なお、7月に入ると、すぐに報酬月額算定基礎届の提出事務（7月11日が期限）がありますから、早めに準備に取りかかりましょう。

### ③労働保険の年度更新手続き

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（保険年度）を単位として、すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定されます。そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を

納付するための申告・納付の手続きが必要となります。この手続きを労働保険の「年度更新」といいます。

労働保険の年度更新手続きは、6月1日から受付が始まり、最終期限は7月11日（今年は7月10日が日曜日のため）ですが、6月中には目処をつけておきましょう。

## 2. 消費税率引上げ延期について

やはりと言いますか、当初来年4月に予定されていた消費税率の引上げが再度延期されることになりました。これにより、昨年来大いに議論していた軽減税率に係る措置も当分不要になりそうです。

但し、会計ソフトの変更に注意して下さい。大抵の会計ソフトは来年4月から消費税率が10%に引き上げられるものと設定されており、修正が必要になります。

更に、10%引上げが設定されていなくても、今年4月から取得した建物附属設備と構築物の減価償却は定額法しか認められないため、その変更が必要になりますので。

## 3. コラム～キャリアアップ助成金の変更について

4月からキャリアアップ助成金に変更されています。

これまでの正規雇用等転換コースなど6コースあったものが、3コースに整理統合され、助成金額が変更されています。

具体的には、正社員化コースとして、従来は多様な正社員として対象であった正規雇用労働者の短時間正社員への転換と短時間正社員の新規雇入れが廃止され、正社員化だけに一本化されました。

更に、処遇改善コースとして、①賃金テーブル改定では、対象人数が10人以下の場合に、一定の人数区分で助成額を定額化することで、助成金額を増額しています。②共通処遇推進制度では、正規雇労働者と非正規雇労働者との共通の賃金テーブルを新たに設け、適用した場合に1事業所当たり60万円を助成する制度が新設されました。③短時間労働者の労働時間延長を延長した場合の助成額等を拡充し、従来は1人当たり10万円、1年度1事業所当たり10人が上限であったものが、1人当たり20万円、1年度1事業所当たり15人へと拡充されました。

政府が推進する非正規労働者の待遇改善とパート労働者の社会保険加入が目的で、事前にキャリアアップ計画の提出が必要となることに注意が必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。

私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>